

児童手当を受けるには、申請が必要です

☎ 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)

- 支給対象
児童手当は、日本国内に住所があつて、中学校修了前(15歳到達後最初の3月31日まで)の児童を養育している人に支給されます。
- 支給月額(1人あたり)
下表のとおり
- 手続きについて
手当を受けようとする人の認定請求に基づいて支給します。出生、転入などで支給資格が生じた場合は、すみやかに住所の市区町村の窓口で請求の手続きをしてください。(必要なもの)
▼印鑑、請求者名義の金融機関の口座番号など▼請求者の健康保険証の写し▼その他必要な書類
- 支給について
手当の支給は、認定請求をした日の属する月の翌月から開始され、支給事由の消滅した日の属する月分まで終わります。
手当は原則として年3回(2月、6月、10月)で、それぞれ前月分までを支給します。

※支給開始月の特例として、転入または出産などやむを得ない理由により請求ができなかった場合には、転入またはやむを得ない理由がやんだ後15日以内に請求すれば、転入などの日の属する月の翌月分から支給が開始されます。

◆新たに支給資格が生じたとき、手当支給対象となる児童の人数が変更になったとき、氏名・市内での住所が変更になったときなどは手続きが必要です。詳しくは問い合わせください。

◆受給者が他の市町村へ転出するとき
みやま市での受給資格が消滅します。「支給事由消滅届」の提出が必要です。

◆その他
みやま市での受給資格が生じたとき、新たに支給対象となる児童の人数が変更になったとき、氏名・市内での住所が変更になったときなどは手続きが必要です。詳しくは問い合わせください。

■支給月額 (1人あたり)

| 所得限度額未満 | |
|----------------|----------------------------|
| 3歳未満 | 15,000円 |
| 3歳以上 小学校終了前 | 10,000円 (第3子以降は15,000円) |
| 中学生 | 10,000円 |
| 所得限度額以上 | |
| 一律 | 5,000円 |

※所得限度額については、問い合わせください。

屋外広告物の掲出には許可が必要です

☎ 都市計画課 都市計画係 (Tel64-1532)

屋外広告物は、私たちの日常生活や経済活動にとって大きな役割を果たしています。しかし、無秩序に表示されると、まちの美観を損なったり、視界遮断による交通事故や倒壊などで人身に危害をおよぼすことがあります。

市では、屋外広告物を正しく表示するルールとして福岡県が定めている「福岡県屋外広告物条例」に基づき、許可などを行っています。市民の皆さんや広告主、屋外広告業者の人などに条例の趣旨を理解していただき、まちを美しくするために、ご理解とご協力をお願いします。

「屋外広告物」とは
常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、広告板、広告塔、広告幕、立看板、アドバルーン、はり紙、はり札の類、電光ニュース、ネオン、電柱を利用する広告物など。

営利を目的とした商業広告だけでなく、非営利のものであつても、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、「屋外広告物」に該当します。

「屋外広告物の規制」とは
「福岡県屋外広告物条例」は、良好な景観を形成し、風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止するために、広告物の表示の際に許可が必要な「地域」「広告物」を定めています。

広告物を表示、または広告物を掲出する物件を設置するなど、屋外広告物の掲出には、みやま市長の許可が必要です。詳しくは問い合わせください。

■屋外広告物の例

児童扶養手当・特別児童扶養手当額のお知らせ

☎ 子ども子育て課 子ども子育て係 (Tel64-1535)

令和3年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当の額は、左表のとおりです(令和2年度と同じ)。

令和3年度の児童扶養手当および特別児童扶養手当の額は、左表のとおりです(令和2年度と同じ)。

■児童扶養手当
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けるには、申請が必要です。
※支給要件など、詳しくは問い合わせください。

■特別児童扶養手当
離婚などでひとり親になった家庭などの生活安定を図り、自立を促進することを目的に支給される手当です。

■特別児童扶養手当
精神または身体が、法令で定める程度以上の障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的に支給される手当です。

■手当額 (月額)

| 手当の名称 | | 手当額 | |
|----------|--------------|-----------------|----------------|
| 児童扶養手当 | 全部支給 | 43,160円 | |
| | 一部支給 | 10,180円～43,150円 | |
| | 第2子 加算額 | 全部支給 | 10,190円 |
| | | 一部支給 | 5,100円～10,180円 |
| | 第3子以降 加算額 | 全部支給 | 6,110円 |
| | | 一部支給 | 3,060円～6,100円 |
| 特別児童扶養手当 | 1級 | 52,500円 | |
| | 2級 | 34,970円 | |

奨学金返済支援制度のお知らせ

☎ 企画振興課 地方創生係 (Tel64-1504)

- 奨学金の貸与を受けて大学、高校などに進学し、筑後地域内で働く人に、3年間で最大54万円を支給しています。
- 申請のおもな条件
- 1 みやま市に住民票がある人
 - 2 奨学金を返済中の人
 - 3 申請日時時点で満30歳以下の人
 - 4 平成29年3月1日以降に、筑後地域内の事業所に就職、または起業、農業・漁業などの第1次産業に1年以上継続して従事している人
- 補助期間
3年間
- 補助金額
1年間の奨学金返済額×4分の3(上限18万円)
※最大54万円(18万円×3年間)
- 対象となる奨学金
- ▼独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
 - ▼地方公共団体、学校、公益法人が実施する奨学金
 - ▼その他市長が認める奨学金
- ※詳しくはホームページまたは問い合わせください。
-